

障害者控除認定書の交付に関する市町村の広報内容

(2008年自治体キャラバンで寄せられた市町村分)

1. 名古屋市 (2006.12.)

■ ねたきり高齢者などの
所得税・市県民税障害者控除
対象は65歳以上のねたきりや認知症の方で、一定の基準により社会福祉事務所長の認定を受けた方。※平成18年分所得税の確定申告で控除を受けるには平成18年末までに認定が必要
問合:区役所福祉課

10. 碧南市 (2008.1.15)

①要介護認定を受けた人は
申告で障害者控除を
受けられる場合が

障害者控除・特別障害者控除は、身体障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象となります。

控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告する必要があります。

該当すると思われる人はご相談ください。

6. 半田市 (2008.1.15)

要介護認定を受けている方で、障害者手帳がなくても障害者控除が適用される場合があります。障害者控除の対象になる証明「障害者控除対象者認定書」は高齢福祉課(内線288)で発行します。詳しくは、お問い合わせください。



8. 豊川市 (2008.2.1)

■ 障害者控除対象者認定書で控除が受けられます。
身体障害者手帳などをお持ちでない方も「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、障害者控除を受けることができます。
対象: 介護保険法に基づく要介護認定を受けている六十五歳以上の方で、日常生活における自立度が一定の条件に該当する方
問合せ先: 介護高齢課 (89番地)

11. 愛知県 (2007.12.15)

■ 要介護認定者の障害者控除
所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障害者(特別障害者)に該当する場合、「障害者控除」として一定額を所得から差し引くことができます。
要介護認定(要介護1以上)を受けている人も控除の対象となる場合があるので、本人または扶養親族が要介護認定を受けている、確定申告の際に障害者控除を受ける人は、長寿課へ申請してください。後日、12月31日現在の要介護認定状況などから「障害者控除対象者認定書」を送付します。

○申請の際には介護保険被保険者証を持参してください。
○前年の確定申告で「障害者控除」の申告をしていない人は、還付を受けられる場合がありますので、長寿課へお問合せください。

○障害者手帳などを持っている人は、「この認定書がなくとも「障害者控除」を受けれることがあります。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は控除額の多いほうで申告できます。
○認定書は障害者手帳の代わりになるものではありませんので注意してください。
※詳細は長寿課 (☎ 62-1101)

12. 豊田市

要介護認定者の障がい者控除及び おむつに係る医療費控除

●障がい者控除対象者

65歳以上の高齢者のうち、12月31日時点での要介護認定期間が継続している人（死亡者は死亡時）で、次の基準に該当する人は、確定申告により、所得控除を受けることができます。

●所得控除の種類及び豊田市認定基準

認定	基準
障がい者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる者 要介護 1 以上で、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度 II a 以上に該当する人
	身体障がい者（3～6級）に準ずる者 要介護 1 以上で、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度 A 1 以上に該当する人
特別 障がい者	知的障がい者（重度）等に準ずる者 要介護 4 以上で、かつ主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度 IV 又は、M に該当する人
	身体障がい者（1級、2級）に準ずる者 要介護 4 以上で、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度 C 1 又は、C 2 に該当する人
	ねたきり老人 6か月程度以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度 B、C に該当する人

●おむつに係る医療費控除対象者 寝たきりで、医師がおむつの使用が必要であることを認め、この控除を受けるのが2年目以降の人。※おむつに係る医療費控除を受けることが初めての人は医師の証明が必要です。

●手続き 該当すると思われる人は事前に問合せ・確認の上申請にお越しください。

●そのほか 確定申告には市が発行する書類が必要です

●問合せ・申請 高齢福祉課（☎34-6634）

13. 安城市（2008.1.15）

高齢者の障害者控除・特別 障害者控除について

障害者控除・特別障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けっていない人でも、認知症または身体に障害のある65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があると市から認定を受けた人（障害者控除対象認定書の交付を受けた人）も対象です。対象と思われる人は、介護保険証を持参し、高齢福祉課に申請して審査を受けてください。※認定書は後日郵送します（1週間ほどかかります）。

障害者控除を受けるには、申告が必要です。

問 高齢福祉課

15. 三河市（2008.1）

介護が必要な方の 所得申告について

長寿課☎66-1176

納税者本人または扶養親族の方が「障害者」に当たる場合、年末調整や確定申告などの所得申告をする時に、障害者控除として、一定の金額を所得金額から差し引くことができます。

該当する方は、身体障害者、精神障害者保健福祉・療育・

戦傷病者などの手帳をお持ちの方、または障害があると診断された方です。

また、障害者手帳などがない場合でも、次に該当する方は障害者控除の適用を受けることができます。

① 65歳以上の方で、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方（例えば要介護認定を受けている方など）で、身体障害者として認定された方 在宅ねたきり老人等手当を受給されている方

要介護認定者の趣 向和探査認定

所得税の確定申告や市民税申告時に納税者本人または扶養親族が障害者の場合には、障害者控除として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。

介護保険制度に基づく要介護認定（要介護1～5）を受けて、いる65歳以上の人の中、一定の要件に該当する人は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ障害者控除の対象となります。

「障害者控除対象者認定書」の交付には手続きが必要です。申請の案内文書を送付しますので、認定書が必要な人は案内文書と印鑑を持つて、長寿社会課介護保険担当へおこしください。

要介護等認定者の 状況

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族の方が障害者に当たる場合、年末

18. 江南市 (2007.12)

期は12月31日現在の状況です。
なお、認定書を受け取るには手続きが必要なため、お問い合わせください。



時事新報の電子化

★障害者控除について

介護保険制度に基づく要介護認定を受けてい
る人で、健康福祉課で「障害者控除対象者認定
書」を交付された場合は、税法上「障害者控除」
の適用を受けることができます。

なお、認定書の交付に日数が必要な場合がありますのでお早目にご用意ください。

※「障害者控除対象者認定書」の交付については健康福祉課(☎34-7000)へ問い合わせてください。

障害者控除対象者認定書
を発行します

23-7688

65歳以上の高齢者は、所得税法施行令と地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方などの方などとして、市長の認定を受けている方が、障害者控除の対象とされます。

には、申請手続きが必要です。
市の要介護認定で、要介護1以上の認定を受け、一定の条件を満たす方は、障害者除外の対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

21. 新城市 (2008.2)

65歳以上の高齢者は、所得税法施行令と地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方など

24. 知立市 (2008.2.1)

「障害者控除対象者認定書」
交付を受けない方でも、
身体障害者手帳などの
身体障害者手帳などを
県民税の申告をする方
は、税所得の確定申告、市民
認定書

障害者控除対象者認定書 おむつ使用証明書

確定申告で控除を受けるための 書類を発行します

障害者控除対象者認定書の交付を受けられる方

要件	区分	ねたきり老人	知的障害者（重度）に準ずる方
要介護度	要介護 3～5		
要介護認定申請の際に作成された「主治医意見書」の記載状況	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1」、「B2」、「C1」、「C2」のいずれかであること	認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」、または「M」であること	
その他	6ヶ月以上寝たきりの状態であること		

19年12月31日現在、65歳以上で、左表のいずれかの区分に該当すると市長が認定した方は、「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられます。

26. 尾張旭市 (2008.1.15)

介護認定を受けているかたなどへ

①おむつ費用の医療費控除確認書

この医療費控除を受けるのが2年目以降のかたは、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する確認書で申告できます。確認書は、市が要介護認定に係る主治医意見書の内容から、寝たきり状態で、尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合に交付しますので、必要なかたは申請してください。

②65歳以上のかたの介護保険料納付証明書

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。納付証明書が必要なかたは申請してください。年金（非課税年金を除く）から天引きされた介護保険料は、社会保険庁などから送付される源泉徴収票に記載されています。

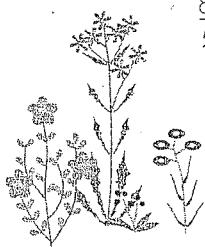
③障害者控除対象者認定書

おおむね要介護1以上の認定を受けている65歳以上のかたで、身体障害者手帳などの交付を受けているかたと同程度の状態である場合、所得税などの税務申告において障害者控除が受けられます。該当するかたには認定書を交付しますので印鑑を持参のうえ申請してください。

●申請及び問い合わせ先／市役所長寿課 ①②介護保険係 ③長寿支援係

要介護認定を受けていた方の障害者控除

27. 高津市(2008.1.15)



確定申込をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」等が必要です。

また、これらを持つていない方で、平成19年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、いきいき広場内介護保険グループで書類の交付を受けさせてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もあつますので、希望する方は事前に問い合わせください。

問合せ先
いきいき広場内介護保険グループ
☎ 52-9871

障害者控除の実施実績を発行します。

28. 岩手市(2007.11.15)

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人（障害者手帳・療育手帳等交付者を除く）が、年末調整や所得税の確定申告時に障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

この認定書発行の対象になると思われる人には、生きがい課から申請書をお送りしていますので、認定書が必要な人は、申請書を提出してください。

認定書発行の対象となる場合は、「障害者控除対象者認定書」の対象となる場合があります。該当する人には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、高齢者福祉課まで申請してください。

認定書発行の対象になると思われる人には、生きがい課から申請書をお送りしていますので、認定書が必要な人は、申請書を提出してください。
(平成19・5811)まで。

高齢者の「所得税等控除のための認定書」

高齢者福祉課介護保険係

☎ 92-1261

所得税法や地方税法では確定申告をする本人または、扶養親族が身体障害者手帳などの交付を受けている場合、一定金額を所得から差し引くこと（障害者控除）ができます。

次の要件に該当する人は、
「障害者控除対象者認定書」の対象となる場合があります。該当する人には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、高齢者福祉課まで申請してください。

30. 日越市

4 障害者控除対象者認定書

(長寿支援課)

31日時点で、介護認定の要支援または要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人、またはその扶養者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※長寿支援課もしくは確定申告会場（市役所会場のみ）で申請してください。

3 (特別) 障害者控除 (福祉推進課)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、またはその扶養者は、障害者控除が受けられます。申告の際に障害者手帳をお持ちください。

昨年12月31日までに、精神障害者保健福祉手帳の申請をした人は、申告の際にお申し出ください。

介護保険の認定を受けた方
の障害者控除

31. 田原市(2008.2.1)

認定にかかる主治医意見書
で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、身体障害者手帳などをお持ちでない方も障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。

65歳以上の方で介護保険の認定を受けている方の
障害者控除について

33. 清須市(2008.1.1)

市では、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者に対して、介護保険の要介護認定に関する情報報をもとに、「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、「障害者控除対象者認定書」の交付には3、4日かかりますので、お早めに申請をしてください。

発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課 田原福祉センター内)
☎ 23局 3217 FAX 23局 3545

対象者 市の介護保険第一号被保険者の方で、平成19年12月31日を基準日として要介護認定を受けている方のうち、要介護一以上に該当する方。

なお、すでに障害者手帳をお持ちの方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要はありません。

■問合せ先 福祉課(清洲上金川)

障害者控除等

34. 北名古屋市(2008.1.)

要介護認定を受けている方が、所得税などの障害者控除を受けられる場合は、「障害者控除対象者認定書」が必要になります。認定書の発行には申請が必要となりますので、福祉西グループ(西庁舎)へ申請してください。

対象 平成19年12月31日現在で要介護1～5の認定を受けている満65歳以上の方(要介護1～3は障害者控除、要介護4～5は特別障害者控除)

※昨年中に死亡されている場合は、死亡時の現況によって判定します。また、身体障害者手帳などを提示することで、控除を受けることができます。

要介護認定者の
障害者控除について

65歳以上の方で要介護認定(要介護1～5)を受け一定の要件に該当すれば障害者控除の対象者となります。控除を受けるには「要介護認定書」が必要になります。

問い合わせ先 市役所介護高齢課
内線1722～1

35. みよし市(2007.12)

▼問い合わせ先 市役所介護高齢課
内線1722～1

寝たきりや認知症の高齢者に障害者控除のための認定書を交付

長寿介護課 TEL代表(内線2111)(5)

身体障害者手

帳などの交付を
受けいない人

でも、心身の状

況などにより、

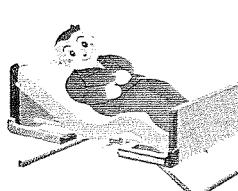
町で認定書の交

付を受けた場合

には、所得税なしの障害者控除を受

けられることがあります。

▼対象者 ①の力印以上寝たきりの状態で、食事・排便などの日常生活に支障のある65歳以上の人②身体障害者手帳などの交付を受けている人と同程度の精神または身体に障害のある65歳以上の人



▼申請・問い合わせ 中山 長寿介護課介護保

険係

36. 東邦町

要介護認定者における障害者控除制度

およびおむつにかかる費用の医療費控除について

介護保険からのお知らせ

要介護認定者の障害者控除について

問い合わせ 保険医療課

(内線186～188)

平成19年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、所得税法および地方税法上の取り扱いにより障害者控除の対象となりますので、認定書が必要な方は役場福祉課にて手続きをしてください。

また、寝たきり状態と認められる方については、おむつ代が医療費控除の対象となりますので、認定書が必要な方は役場福祉課で手続きをしてください。

問い合わせ先

役場福祉課 8400-3863 (ダイヤルイン)

問合せ先
役場福祉課 8400-3863 (ダイヤルイン)
ほほえみプラザ1階／福祉課
94-1222

申請方法

福祉課へ「障害者控除

所得税法および地方税法により、納税者本人または扶養親族の方が「障害者等」に該当する場合、確定申告での控除対象となる障害者控除を受けることができます。

身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、次に該当する方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができます。

申請および問合せ先
ほほえみプラザ1階 福祉課

対象者 介護保険制度に基づく要

39. 春日町(2008.2)

40. 大口町(2008.2)

問合せ先
役場福祉課 8400-3863 (ダイヤルイン)
ほほえみプラザ1階／福祉課
94-1222

申請方法

福祉課へ「障害者控除

対象者申請書」を提出し、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。

なお、申請には申請者の印かんが必要です。

申請および問合せ先
ほほえみプラザ1階 福祉課

対象者 介護保険制度に基づく要

44. 甚目寺町(2008.2)

要介護認定者の障害者控除について

問い合わせ 保険医療課

(内線186～188)

所得税法や地方税法では申告する本人または扶養親族が「障害者または特別障害者」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことがあります。

この障害者控除を受けるには、通常、税の申告時に身体障害者手帳や療育手帳などの障害の程度を証明する書類を提示していただいていますが、手帳の交付を申請中の方や、*寝たきりの方でも、一定以上の障害のあることを町長が認める『障害者控除対象者認定書』の交付を受けますと、「障害者控除」を受けることができます。*寝たきりとは、6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障がある状態をいいます。

また、一定以上の障害のあることを町長が認める『障害者控除対象者認定書』の交付を受けますと、「障害者控除」を受けることができます。

所得税法による控除対象者は、扶養親族が「障害者等」に該当する場合、確定申告での控除対象となる障害者控除を受けることができます。

なお、申請には申請者の印かんが必要です。

申請および問合せ先
ほほえみプラザ1階 福祉課

対象者 介護保険制度に基づく要

47. 飛島村(2008.1.1)

所得税・住民税の「障害者・特別障害者控除」「対象者枠を拡大します

老齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等として飛島村長の認定を受けている方(要介護認定4・5)が、障害者控除の対象とされている方等のほか、身体障害者に進ずる方等として飛島村長の認定を受けている方(要介護認定4・5)が、障害者控除の対象とされ、申告分から要介護1～3の方についても状態によっては控除対象者としているところですが、平成19年の申告分から要介護1～3の方についても状態によっては控除対象者としているところです。

また、サラリーマンの方で既に年末調整を済ませ、要介護1～3の方を扶養者とされてみえる方で、今回の制度改正により障害者控除対象者として認定書の交付を受けることができる方についても、障害者控除対象者認定申請をしていただき、確定申告をしていただく必要があります。

障害者控除対象者認定書の交付については、民生部保健福祉課・介護保険係へお尋ねください。

なお、本村ホームページからも申請書はダウンロードしていただけます。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

49. 東浦町 (2008.1.)

●要介護認定者の
所得税等障害者控除について

所得税と町県民税の障害者控除は、身体障害者手帳などを持つている方以外に、次の条件に該当する方も受けられます。

該当する方には、「障害者控除対象者認定書」を発行しますので福祉課へ申請してください。

▼条件

65才以上で介護保険の要介護度が3以上の方のうち、障がい高齢者や認知症高齢者の日常生活自立度の状況により特別障害者として認定された方

55. 中島町

申告には
証明書が必要です



介護保険の要介護認定を受けている人（障害者手帳などの未交付者）で障害者控除が受けられることがあります。

なお、申告の際には証明書が必要となりますので、認定を受けている人や家族の人はご相談ください。

また、寝たきり状態であるお年寄りの人人が治療上おむつを使用が必要な場合、初回は医師の「おむつ使用証明書」、2回目以降は介護保険の意見書による「認定書」があれば、おむつ代金も医療費控除の対象となります。

問合先 福祉課

☎ 63-10116

56. 東田町 (2008.2.1.)

要介護認定を受けていたかたの障害者控除

確定申告などをする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として、一定金額を所得から差し引くことができます。この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていないかたで、平成19年12月31日現在、65歳以上で要介護認定を受けているかたは、『障害者控除対象者認定書』により控除を受けることができますので、役場福祉課介護保険Gで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けているかたの状態により証明書を発行できない場合もあります。

問合せ 福祉課介護保険G 内線 154・155・156

